備考　1．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
2．この証は、対象者1人ごとに作成すること。
3．適用区分欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第5号に掲げる者である場合は「区分Ⅱ」と、同項第6号に掲げる者である場合は「区分Ⅰ」と、第14条第7項に掲げる者である場合は「区分Ⅰ（老福）」と記載すること。
4．高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第40条第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「区分Ⅰ」に加え、「（境）」と記載すること。
5．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
6．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。
7．療養を受けるときは、その窓口で電子的確認を受けるか、被保険者証とともにこの証を提出することを被保険者等に周知すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある、この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令による改正前の様式は、当分の間、この省令による改正後の様式に代えて使用することができる。

○農林水産省令第十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係）	別表第１（第１条関係）
１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　飼料一般の製造の方法の基準	⑵　飼料一般の製造の方法の基準
ア～ナ　（略）	ア～ナ　（略）
ニ　ムラミダーゼは、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。	ニ　ムラミダーゼは、ブロイラーを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。
ヌ・ネ　（略）	ヌ・ネ　（略）